

各 課（局・室）長 殿

総合政策課長（公印省略）

令和8年度予算編成方針について（依命通知）

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～をテーマとし、賃上げを起点とした成長型経済の実現、中期的に持続可能な経済社会の実現などの取組を閣議決定し、予算概算要求を行った。

当町においては、物価高騰による影響が常態化しつつあり、また、現時点では賃上げの影響が町内に反映されている状況とは言いづらい状況となっている。併せて、山形労働局では令和7年12月23日からの最低賃金を1,032円と大幅な引き上げを示し、町内製造業など価格転嫁しづらい事業者では、賃金を含めた経費の増加により経営圧迫などの可能性もあり、町内の経済状況は依然として厳しい状態であると思慮する。

全国的な課題となっている人口減少の影響も大きく、地場産業及び地域コミュニティにおける深刻な人材不足など、町を取り巻く地域課題は山積している。

このような地域情勢において、事業見直しや公共施設の廃止・集約化等の成果により再構築した財政基盤をもとに、課題解決に資する効果的な事業に対し適切に投資し、持続可能かつ発展的な町政運営を実現するため、引き続き対話を通じたニーズベースによる地域の実態を捉えた事業実施や、既存の枠組みに捉われない事務改善など、現状維持ではなく未来を見据えた事業展開が肝要である。

令和8年度は一部改訂した第5次金山町総合発展計画を踏まえた予算編成を行うと同時に、フロントヤード改革、機構改革も予定されており、これまで検討を重ねてきたDXや職員研修の成果も含め、町民生活の向上に資するような事業の実施をお願いしたい。

併せて、町の大きな転換点となる東北中央自動車道の延伸を、関係（交流）人口拡大の好機と捉えており、観光施策の核となるグリーンバレー神室エリアと、町観光の総合窓口機能が期待されるマルコの蔵において、新しい指定管理者と共に町全体の魅力向上のための事業実施もお願いしたい。

令和7年1月に迎えた町制施行100周年を契機とし、次の100年を見据えた未来志向の施策を展開していくためには、財政が健全な状態を確実に維持することが大前提であり、そのためには、事業見直しや事務改善の継続的な取組みはもちろん、職員一人ひとりの改善

意識が欠かせない。

町の魅力や活力、何よりも町民生活が豊かなものになるよう、以上のような諸事情を十分認識のうえ、以下の事項に留意し、令和８年度の予算要求にあたるよう金山町財務規則第１０条の規定に基づき通知する。

第１ 総括的事項

１．予算編成の基本的な考え方

新年度の予算編成にあたり、物価高騰などの足元の経済情勢を踏まえつつ、人口減少や担い手不足などの地域社会における中長期的な変化を的確に捉え、優先すべき事業を十分に検討したうえで要求すること。

特に、新規の政策予算については、第５次金山町総合発展計画に基づいた要求とし、既存事業については、事業見直しの考え方のもと、必要性や効果を改めて検証し、見直しによる財源の確保に努めること。

２．第５次金山町総合発展計画に則した予算編成

令和８年度当初予算は第５次金山町総合発展計画に基づき、特に見直しを行った中期ビジョンと戦略を意識し、町の将来像を実現するため各事業を着実に推進し、基本目標の達成を強く意識した編成を行う必要がある。

（１）まちの将来像

「みんなが主役、みんなの故郷、金山町～住んでよし、訪ねてよしのまちづくり～」

（２）基本目標

- ① 「魅力と活力の向上、安心して働くことができるまち」
- ② 「新しいつながりと定着、住んでよかったと思えるまち」
- ③ 「出会い・若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかなう、誰もが生きがいをもてるまち」
- ④ 「ひとが集う、持続可能なまち」
- ⑤ 「誰もが活躍できる地域社会、生涯活躍のまち」
- ⑥ 「健全で持続可能な行財政運営」

３．重点推進施策

（１）健康長寿～生涯を通じた心とからだの健康づくりを推進

一人でも多くの町民が健康長寿で生涯にわたり活躍できるよう、町民運動となり得る実行性のある健康づくり事業を引き続き推進すること。

（２）町民所得の向上につながる産業の振興

地域経済を支える農林業や商工業の持続的発展のため、その根幹である小規模事業者への支援を含めた事業の検討及び最低賃金の引き上げによる所得の底上げと景気上

昇の好循環型社会を目指す取り組みを検討すること。

(3) 交流の推進による関連産業の振興

数年後に予定される東北中央自動車道の延伸は、関係（交流）人口拡大の好機であることから、流通及び観光業の振興策を検討すること。特にグリーンバレー神室エリアについて、新しい指定管理署と共に、運営費削減、利用者増加、町内経済への波及効果などアウトカムを意識した成果の上がる事業内容を検討すること。

(4) 次世代につながる景観運動

町が誇る景観施策については、金山住宅の着工数減少など停滞がみられる現状を踏まえ、施策理念と町民実態について見つめ直す時期にある。次世代を見据え景観審議委員と共に「街並み景観づくり100年運動」を発展的に継承していくため、住まう町民のニーズを反映させた施策の魅力化を図ること。

(5) 安心安全な生活環境の確保

地域に適したきめ細かな社会資本機能を整備すること。自然災害における町民の安全対策や冬期間の効率的な除排雪体制を推進することにより、誰もが安心して暮らせる環境整備を進めること。併せて、タブレット等の活用を踏まえた防災対策の推進を図ること。

(6) 経済情勢に応じた支援拡充

物価高騰の影響が常態化しており、町民生活や農林業、商工業が打撃を受けている。関係者へのヒアリングなどにより、現状把握のうえ、国、県事業の活用及び適切な独自支援事業の実施について検討すること。また、価格転嫁が難しい事業者においては、最低賃金の引き上げなどが運営に大きな影響を与える可能性があるため、実情を把握し支援につながる事業の実施について検討すること。

(7) 金山版DXの推進

3年間実施した金山町デジタル化推進事業強化期間を踏まえ、業務改革や町民の生活向上等に資する実効性あるDXの推進及び実施を検討すること。また、DX、フロントヤード改革及び機構改革を契機とし、町民の利便性向上につながる取組を継続的に実施・検討すること。

(8) 地域・地区、企業・団体における人材育成の強化

人口減少が続くなか、これまで町を支えてくださった町民が「住み続けたい」、「住んで良かった」と思える町づくりが欠かせない。町を構成する地域・地区、企業・団体などにおける人材育成や担い手づくりへの支援を強化すること。

(9) 地方創生2.0の推進

政府が掲げる地方創生2.0（くらしの安全、付加価値創出、人や企業を各地に、新技術の創造、新・広域連携）を踏まえ、新しい地方経済・生活環境創生交付金の積

極的な活用及び事業検討を期待する。その為にも、国、県の動向に注視し、新しい情報の入手など常に自己研鑽に努めていただきたい。

4. その他

令和8年度は機構改革についても検討されているため、予算要求時点において所管替えが想定されている施設・事業については、事務事業毎の移動管理を行う予定のため、その点を踏まえ予算要求をお願いする。

第2 歳入に関する事項

1. 町税については、税制改正や地域経済の動向を見極め、過大・過少見積もりとならないように留意すること。収納対策については、各課連携を図りながら、滞納額の解消と徴収率向上を一層強化すること。
2. 国及び県支出金等については、補助事業の動向を注視するとともに、制度を的確に把握のうえ、積極的に活用すること。
3. 分担金及び負担金については、事業の性質及び受益の限度を総合的に勘案し、類似制度と比較検討のうえ適正額を見積もること。
4. 使用料及び手数料については、受益者負担の適正化の観点から、経費の実態等について的確に把握のうえ、適正に見積もること。既存の使用料及び手数料についても、必要に応じて金額の見直しを行い、料金収入を確保すること。
5. 財産収入については、土地・建物及び備品等、未利用財産の処分を積極的に検討すること。その際は、売却可能額を適正に見積もり予算計上すること。
6. 寄附金については、ふるさと寄附（個人・企業）に関して積極的な周知等を行い、制度を有効活用することで、自主財源の確保に努めること。恒久的な財源ではないとの認識を持ちつつ、適正な予算額を計上すること。
7. 町債については、辺地対策事業債や過疎対策事業債を中心に、交付税措置のある有利な起債を有効に活用すること。時限措置がある事業債もあるため、対象事業を財政係と協議の上、計画の前倒しを含めた利用を検討されたい。

第3 歳出に関する事項

1. 統括的事項で明示した重点推進施策に係る事業については、緊急度や優先度、必要性を十分に考慮した上で、積極的な事業展開を検討し、予算計上すること。
2. プロジェクトチームにおける検討事業については、町長指示事項等を考慮し、課内で十分に協議のうえ事業化を検討すること。
3. 令和8年度予算編成に係る意見交換会において、各団体から出された要望や意見について、適切に予算計上すること。その際は、安易に要望通りの要求とせず、必要性や効果、

公平性を十分に検証すること。

4. 需用費及び役務費については、令和7年度の現計予算額を基準とし、物価高騰に伴う料金の値上げを適切に反映した要求とすること。また恒常的に不用額が発生している事業は再度経費を精査の上、適正額を要求すること。
5. 町単独の補助費については、原則として令和7年度要求額を基本とするが、改めて目的や効果及び補助率等を見直し、交付団体等からの要望も踏まえ予算計上すること。特に3年間以上継続した事業については、課内において再度の効果、手法の点検を行い予算要求に繋げること。
6. 投資的経費については、原則として財政計画で予定している事業に限定する。令和8年度以降、大規模事業の実施が続くため、事業化については十分な議論と計画を行うこと。また、公共施設等総合管理計画で示しているとおり、令和13年度時点における公共施設建物の維持管理経費を令和4年度比較で年間2億円削減する目標を立てている。類似機能の集約化など、大胆な発想で今後の維持管理経費の抑制に努めること。

第4 特別会計に関する事項

1. 特別会計の予算編成にあたっては、特別会計の本旨に沿うとともに、料金等について、一般会計と同様に受益者負担の原則により適正な料金、分担金の設定及び未収金の徴収強化を行い、収入の確保に努め、安易に一般会計からの財政支援に依存することがないように積極的な経営基盤の確立を図ること。

水道事業及び下水道事業については令和7年度実施している経営戦略策定を踏まえ、令和8年度以降の経営に反映させること。